

【共通】

業務名：一般廃棄物最終処分場建設候補地測量業務委託

特記仕様書

第1(目的・主旨)

本業務は、鳥取県西部圏域における一般廃棄物を処理するための新しい一般廃棄物最終処分場建設候補地において施設整備計画に必要となる地形及び用地境界の状況を把握するために実施するものである。

第2(適用範囲)

本業務の履行に当たっては、「測量業務共通仕様書」によるほか、この特記仕様書によること。

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
追加				業務内容		<p>測量業務</p> <p>○基準点測量 4級基準点測量 142点</p> <p>○現地測量 0.283 km² 一式</p> <p>○路線測量(測点間隔20m) 一式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心線測量 0.42 km ・縦断測量 0.42 km ・横断測量(幅250m以上300m未満) 0.42 km <p>○用地測量 一式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料調査(公図等転写連続図作成) 43.6万m² ・境界確認 21.8万m² ・境界測量 21.8万m² ・境界点間測量 21.8万m² ・面積計算 3.2万m² ・用地実測図 3.2万m²
追加				資料の貸与及び返却		本業務において必要となる資料については、初回打合せ時において、双方確認し貸与することとする。
追加				関係官公庁への手続き等		関係官公庁等と協議が必要となることが想定される場合には、調査職員に速やかに報告すること。
追加				地元関係者との交渉等		<ul style="list-style-type: none"> ・業務期間内に説明会を行うこととしている。 ・個人情報の取扱については、個人の権利利益を侵害することのないよう留意するとともに、情報を収集する際には、目的の範囲内で行うこと。
追加				成果物の提出		<p>成果物は、下記のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告書2部 ・図面 2部 ・電子媒体(CD-ROM 又は DVD-R) 1部 <p>○部分引渡</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用地測量の成果物のうち作業計画書、公図転写連続図については令和8年3月31日までに完了し、引渡すこと。
追加				疑義等		業務を遂行する上で疑義を生じた場合は、調査職員と協議し、速やかに処理すること。
追加				労働環境の改善に向けた取組		本業務の実施にあたっては、受発注者双方の労働環境の改善を図るため、「労働環境の改善に向けた取組について(平成29年1月31日付第201600158128号県土整備部長通知)」に基づき、受発注者双方でワンデーレスポンス、ウェンズデー・ホーム等の労働環境の改善に向けた取組を実施すること。
追加				誤びゅう訂正		本業務に関する成果品の提出後であっても、成果品の内容に誤びゅう箇所がある場合には受注者の負担で、その誤びゅう及びそれに関連した一切の箇所について訂正しなければならない。

【測量業務】

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
	1		110	照査技術者	1	本業務は、照査技術者を定め照査を実施する。 なお、照査に当たっては、調査職員に協議すること。
	1		113	打合せ等	2 5	本業務における打合せ協議は、下記の主要な区切において行うこととし、3回を予定している。 ・当初・中間・成果納品時 なお、業務着手時及び業務完了時には主任技術者は立ち会うこと。
	1		116	関係官公庁への手続き等		受注者は、測量業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を調査職員に報告し協議するものとする。調査職員が作業規程の準則第15条に基づく測量成果検定の実施を指示した場合、受注者は、測量成果検定を受けるものとする。
追加				その他		用地測量予定の一部土地には、所有権以外の権利が設定されていることから境界の確認等は所有権登記名義人及び所有権以外の権利を有する者と行うものとする。 所有権登記名義人以外の権利者については、調査職員の指示によること。
追加				その他		令和7年度中に実施する作業内容は部分引渡し成果品に係るものとする。それ以外の作業を行おうとする場合は調査職員と協議しなければならない。

数 量 総 括 表

業 務 名	一般廃棄物最終処分場建設候補地測量業務委託		
費目・工種・施工名称	単 位	数 量	摘 要
測量業務			
共通	一式		
打合せ等	一式		
打合せ	業務	1	中間打合せ 1 回
関係機関協議資料作成	業務	1	
関係機関打合せ協議	業務	1	
基準点測量	一式		
4 級基準点測量	点	142	新点35点 永久標識設置なし・伐採なし、森林・丘陵地
現地測量	一式		
現地測量	km ²	0. 283	(森林・丘陵地・1/500・A=0.200km ²),(耕地・丘陵地・1/500・A=0.083km ²)
応用測量			
路線測量	一式		
作業計画	業務	1	測量延長0.42 km
現地踏査	km	0.42	森林/丘陵地
中心線測量	km	0.42	交通量0~1,000台未満/12時間 単曲線換算曲線数0
仮BM設置測量	km	0.42	森林/丘陵地
縦断測量	km	0.42	森林/丘陵地
横断測量	km	0.42	森林/丘陵地 幅250m~300m 測定間隔20m
用地測量	一式		
作業計画	一式	1	
作業計画	業務	1	
現地踏査	業務	1	耕地 (森林)
資料調査	一式		
公図等転写連続図作成	万m ²	43.6	
境界確認	一式		
境界確認	万m ²	21.8	耕地 (森林)
土地境界立会確認書作成	万m ²	21.8	耕地 (森林)
境界測量	一式		
補助基準点の設置	万m ²	21.8	耕地 (森林)
境界測量	万m ²	21.8	耕地 (森林)
境界点間測量	一式		
境界点間測量	万m ²	21.8	耕地 (森林)
面積計算	一式		
面積計算	万m ²	3.2	耕地 (森林)
用地実測図等の作成	一式		
用地実測図等の作成	万m ²	3.2	縮尺1/500

位置図

米子市

新川北地区

米子市

中海

安来市

業務箇所

年 月 日

入 札 書 (第 回)

鳥取県西部広域行政管理組合管理者様

鳥取県西部広域行政管理組合財務規則（平成8年鳥取県西部広域行政管理組合規則第3号）第2条において準用する米子市契約規則（平成17年米子市規則第43号）、鳥取県西部広域行政管理組合会計規則（令和3年鳥取県西部広域行政管理組合規則第7号）第2条において準用する米子市会計規則（平成17年米子市規則第44号）、図面、仕様書、現場等を熟覧の上、次のとおり入札します。

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

件 名	一般廃棄物最終処分場建設候補地測量業務委託
業 務 場 所	米子市陰田町地内ほか
入 札 金 額	金 円

注意

- 1 入札書は、封書にし、封筒表面に「入札書在中」と表示し、裏面に件名、住所、商号又は名称及び代表者氏名を記載すること。
- 2 入札金額は、消費税及び地方消費税を含めない金額とし、算用数字を使用してください。なお、入札金額の訂正はできません。

年 月 日

辞 退 届

鳥取県西部広域行政管理組合管理者 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

(印)

下記の入札物件について、第 回目の入札を辞退します。

記

1 件 名 一般廃棄物最終処分場建設候補地測量業務委託

2 開 札 日 年 月 日

3 辞 退 理 由

○郵便入札封筒貼付用様式（表面）

※一点鎖線部分を切り取り、長3封筒に
貼付してご使用ください。

配達日
指定郵便

配達指定日

令和7年12月22日（月曜日）

入札書在中

〒689-3403

鳥取県米子市淀江町西原1129番地1

鳥取県西部広域行政管理組合

事務局総務課 入札財政担当 行

○郵便入札封筒貼付用様式（裏面）

《入札書の郵送にあたっての注意事項》

- 1 当組合が入札案件ごとに定める配達日を必ず郵便局で指定してください。
- 2 差出日と配達指定日には、あいだ2日間が必要となります。
- 3 「特定記録郵便」「一般書留」「簡易書留」のいずれかの方法で郵送してください。
- 4 入札書1件につき、封書1通を使用してください。

入札番号	広ご1
案件名	一般廃棄物最終処分場建設候補地測量業務委託
差出人 住所 商号又は名称 代表者の職氏名	※

※ 必ず記入してください。記入のないものは無効となります。